

株主総会会場のご案内

場所 山口銀行本店8階講堂 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
電話 (083) 223-5511(代表)



交通機関

「JR下関駅」
下車徒歩5分



※会場には駐車場を用意しておりますが、スペースに限りがありますので、最寄の交通機関でのご来場をお願いいたします。(駐車場が満車の場合は、近隣の駐車場をご案内させていただきます。)

※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。

臨時株主総会 招集ご通知

日時 2021年12月24日(金曜日) 午前10時(開場午前9時)

場所 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 山口銀行本店8階講堂

目次

臨時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4

【株主総会参考書類】

決議事項

第1号議案 取締役吉村猛氏解任の件	6
第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。) 1名選任の件	11

新型コロナウイルスに関するお知らせ
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本臨時株主総会にご出席される株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用など感染予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を実施させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

感染防止措置等につきましては、3頁「株主様へのお願い」をご確認ください。

なお、今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページ (<https://www.ymfg.co.jp>)に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

本臨時株主総会におきましては、ご出席される株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 山口フィナンシャルグループ

(証券コード 8418)

(証券コード 8418)
2021年12月3日

株 主 各 位

山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社 山口フィナンシャルグループ
代表取締役社長グループCEO 椋 梨 敬 介

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染にかかる事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本臨時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。ご出席の際は株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染拡大防止へのご配慮をお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本臨時株主総会につきましては、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使されることもご検討くださいますようお願い申し上げます。

インターネットまたは書面により事前に議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記4頁「議決権行使についてのご案内」及び後記5頁「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って、**2021年12月23日（木曜日）午後5時30分**までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年12月24日（金曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 山口銀行本店8階講堂

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。また、流行の状況により、株主様に危険が及ぶと判断した場合にも、入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。その他感染防止措置等につきましては、3頁「株主様へのお願い」をご確認ください。

なお、本臨時株主総会では、ご出席される株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

決議事項	第1号議案 取締役吉村猛氏解任の件 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）1名選任の件
------	---

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。なお、代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ホームページ (<https://www.ymfg.co.jp>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

〈株主様へのお願い〉

- ・臨時株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により本書記載の対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ (<https://www.ymfg.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使されることもご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご出席の際は、臨時株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染拡大防止へのご配慮をお願い申し上げます。
- ・会場入口及び受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます)
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法があります。

インターネット



行使期限
2021年12月23日 (木)
午後5時30分まで

パソコンまたはスマートフォンから、当社指定の議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/> にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

郵 送



行使期限
2021年12月23日 (木)
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会ご出席



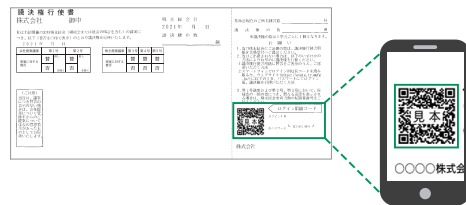
開催日時
2021年12月24日 (金)
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

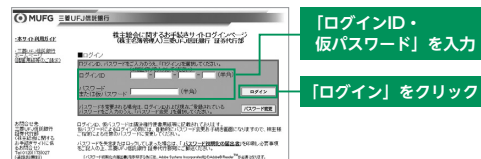
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

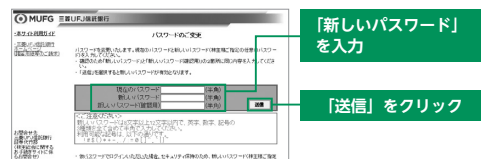
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックする。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【インターネットで議決権を行使される場合の留意点】

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。
- 複数回にわたり行使された議決権の取り扱い
 - 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
 - インターネットにより、議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

議案および参考事項

第1号議案 取締役吉村猛氏解任の件

解任取締役

取締役 吉村猛氏

提案理由

2021年10月14日に公表いたしました「社内調査本部による調査報告書と今後の対応方針に関するお知らせ」のとおり、「新銀行設立にかかる案件の進め方」及びこれに関連する事象について、社内調査本部が、当該調査の透明性・公平性を確保すべく、外部の法律事務所からの助言を受けながら調査を進めた結果をまとめた「(社内調査本部) 調査報告書」において、吉村猛氏が当社取締役会規則に違反して取締役会決議を経ることなく、自己の権限を逸脱して「新銀行設立にかかる案件」に係る職務執行を行っていた事実や銀行持株会社の代表取締役としての適格性に疑義を生じさせる言動等が認定されております。

同報告書によれば、吉村猛氏について、銀行法や中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針が極めて高い資質を求める銀行持株会社取締役としての資質に疑問が呈されているとともに、当社の経営管理体制について、当社取締役会、代表取締役、指名委員会において、吉村猛氏の銀行持株会社取締役としての資質も含めた協議・検討が行われるべきとの提言がなされております。

さらに、当社取締役会としても吉村猛氏の当社取締役としての資質について慎重に協議・検討を行う前提として、その判断の妥当性並びに決定プロセスの客観性及び透明性を確保すべく、当社取締役会は、2021年10月6日付けで、指名委員会に対して吉村猛氏の当社取締役としての資質に関する諮問を行い、吉村猛氏が当社取締役としての資質を有さないとの答申を得ております。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

〔(社内調査本部) 調査報告書〕の調査結果及び提言並びに指名委員会の答申内容を十分に踏まえ、当社取締役会として吉村猛氏の当社取締役としての資質について慎重に協議・検討を行った結果、同報告書で認定されている吉村猛氏の「新銀行設立にかかる案件の進め方」及びこれに関連する事象を巡る一連の言動は、①当社の役職員が従うべき「YMFG 行動憲章」が定める「あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。」ことによって「金融グループのもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。」との理念に明らかに反するものであると認められること、②吉村猛氏は取締役の地位にある者として「YMFG 行動憲章」をより一層遵守し、当社職員に対し模範を示すべき立場にあるにもかかわらず、それを示すことができなかつたこと、③取締役会における社外取締役を含む他の取締役との間の信頼関係を破綻させ、取締役会と代表取締役会長との間の権限分配ルールを逸脱し、取締役会への適時適切な情報共有を欠くものであり、銀行持株会社として高い実効性が求められる取締役会の監督機能を毀損したものであると認められること、④CEOの立場にあった吉村猛氏が、前回の社内調査を実施した調査委員会の設置等について取締役会に対し複数回にわたり、吉村猛氏自身の辞任に関する発言を行っていること等は取締役としての職責を放棄するものに等しく、そのような発言を繰り返す吉村猛氏に、取締役として代表取締役等の職務執行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び監督に積極的に関与するという重要な職責を果たすことは期待できないこと等に鑑み、吉村猛氏による業務執行の進め方に係るガバナンス上の問題を放置すれば、当社の企業価値を毀損してしまうおそれも否定できず、吉村猛氏は当社取締役としての資質を有さないものと判断し、2021年10月14日開催の当社取締役会において吉村猛氏に対し、当社取締役の辞任勧告の決議を行い、同決議に基づき辞任を勧告いたしました。当社としましては、2021年10月7日及び14日開催の当社取締役会において吉村猛氏に対して意見陳述の機会を与えており、吉村猛氏において、当社の企業価値向上の観点から、当社取締役会からの辞任勧告を真摯に受け止めた判断を期待していたところですが、吉村猛氏は「(社内調査本部) 調査報告書」の調査結果は納得できないとの主張に終始し、現在に至るまで辞任勧告を拒否しており、未だ辞任の申出は受けておりません。

当社としては、社内調査本部によって外部の法律事務所からの助言を受けながら透明性・公平性が確保された調査が行われ、その調査結果が「(社内調査本部) 調査報告書」においてまとめられたものと考えています。そして、2021年10月14日開催の当社取締役会以降も同様に、上記のとおり、「(社内調査本部) 調査報告書」において認定されている吉村猛氏の「新銀行設立にかかる案件の進め方」及びこれに関連する事象を巡る一連の言動等に鑑み、このような吉村猛氏による業務執行の進め方に係るガバナンス上の問題を放置すれば、当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるおそれがあることから、当社は吉村猛氏が当社取締役としての資質を有さないものと判断しております。

以上の理由により、当社取締役会は、当社取締役である吉村猛氏を解任することを提案するものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。また、当社取締役会は、本議案を付議するにあたり、その判断の妥当性並びに決定プロセスの客観性及び透明性を確保すべく、指名委員会に対し諮問を行い、2021年10月21日付けで、指名委員会より、吉村猛氏は当社の取締役としての資質を有しないと判断するため、本議案を本臨時株主総会に付議し、同氏の解任を株主の皆様提案することが適切である旨の答申を受けております。

≪吉村猛氏解任の件（提案理由の要旨）≫

社内調査本部による
調査報告書
【2021年10月14日公表】

調査結果

- 吉村猛氏が当社取締役会規則に違反して取締役会決議を経ることなく、職務執行を行っていた事実を認定
- 吉村猛氏の銀行持株会社の代表取締役としての適格性に疑義を生じさせる言動等を認定

提言

- 当社取締役会、代表取締役、指名委員会において、吉村猛氏の銀行持株会社取締役としての資質も含めた協議・検討が行われるべきとの提言

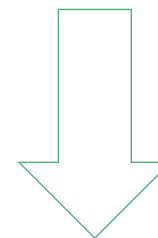
当社取締役会は、慎重に協議・検討を行う前提として、2021年10月6日付で、指名委員会に対して吉村猛氏の当社取締役に関する諮問を行い、吉村猛氏が当社取締役としての資質を有さないとの答申を得ている

当社取締役会における
吉村猛氏に対する
辞任勧告の決議
【2021年10月14日開催】

辞任勧告の理由

- 吉村猛氏の言動が、当社の役職員が従うべき「YMFG 行動憲章」の理念に明らかに反するものであると認められること
- 吉村猛氏は取締役として「YMFG 行動憲章」をより一層遵守し、模範を示すべき立場にあるにもかかわらず、それを示すことができなかったこと
- 取締役会における他の取締役との信頼関係を破綻させ、取締役会と代表取締役会長との権限分配ルールを逸脱し、取締役会への適時適切な情報共有を欠くものであり、取締役会の監督機能を毀損したこと
- CEOの立場にあった吉村猛氏が、複数回にわたり、吉村猛氏自身の辞任に関する発言を行っていること等は取締役としての職責を放棄するものに等しく、そのような発言を繰り返す吉村猛氏に、重要な職責を果たすことは期待できないこと

吉村猛氏による業務執行の進め方に係るガバナンス上の問題を放置すれば、当社の企業価値を毀損してしまうおそれも否定できず、吉村猛氏は当社取締役としての資質を有さないものと判断し、当社取締役会において吉村猛氏に対し、辞任勧告の決議を行った



当社取締役会は、判断の妥当性・決定プロセスの客観性、透明性を確保するため、2021年10月21日付で、指名委員会に対し諮問を行い、吉村猛氏は取締役としての資質を有しないと判断するため、同氏の解任を株主の皆様提案することが適切であるとの答申を得ている

臨時株主総会の
付議議案の決議
【2021年11月1日開催】

付議議案

- 取締役 吉村猛氏解任の件

提案理由

- 2021年10月14日開催の取締役会において吉村猛氏に対し取締役の辞任勧告決議を行い、同決議に基づき辞任勧告を行った
- 吉村猛氏は現在に至るまで辞任勧告を拒否し、未だ辞任の申出はない
- 取締役会として、同氏による業務執行の進め方に係るガバナンス上の問題は放置できず取締役としての資質を有さないものと判断

「社内調査本部による調査報告書」は、こちらからご覧いただけます。



第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）1名選任の件

提案理由

本臨時株主総会の第1号議案が可決された場合、当社の社内取締役が椋梨代表取締役社長1名のみとなり、椋梨代表取締役社長が何らかの理由により取締役としての職務を継続することが困難となった場合に、社内取締役が不在の状況が生じ、当社の業務執行の継続に支障を来すおそれがございます。また、後記「取締役候補者とした理由」のとおり、当社が現在検討を進めている次期中期経営計画の着実な策定、推進及び達成等を通じて当社の持続的な企業価値向上を目的とした経営体制の一層の強化を図る必要がございます。

以上により、後記の取締役候補者について取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案の「取締役吉村猛氏解任の件」が原案どおり承認可決され、同議案に基づく吉村猛氏の解任の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものとします。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。また、当社取締役会は、本議案を付議するにあたり、その判断の妥当性並びに決定プロセスの客観性及び透明性を確保すべく、指名委員会に対し諮問を行い、2021年10月21日付けで、指名委員会より、当社取締役会が定める取締役選任基準に照らし、後記の取締役候補者が当社の取締役としての資質を有しており適任である旨の答申を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

そ が なる まさ 曾 我 徳 將 (男性 1963年7月5日生)	新任	所有する当社の株式数 29,400株
		取締役在任年数 -

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	株式会社山口銀行入行	2019年6月	当社常務執行役員法人事業本部長・地域事業開発本部長
2006年4月	同行廿日市支店長		
2008年5月	同行神戸支店長	2019年6月	株式会社もみじ銀行専務取締役
2010年4月	当社営業戦略部長	2019年11月	当社執行役員法人事業本部長
2014年4月	株式会社山口銀行東京支店長	2020年6月	ワイエムコンサルティング株式会社代表取締役社長
2015年6月	同行取締役東京支店長		
2017年6月	同行取締役宇部支店長	2021年6月	当社専務執行役員金融ユニット長（現任）

取締役候補者とした理由

当社は、2021年10月14日に公表いたしました社内調査本部による「(社内調査本部)調査報告書」及び社内調査本部による調査の必要性が判明するに至った2021年5月に設置した調査委員会による「調査報告書」が認定した事実と、改善に向けた提言を真摯に受け止め、速やかに改善策を策定のうえ実行するべく現在検討を進めております。このように、当社は、経営の礎となるガバナンス体制を今まで以上に充実させ、健全なガバナンス体制の下で、現在も推し進めているそれぞれの施策の実効性をさらに高める必要がある状況にあります。そして、それらの具体的内容は、既に検討を進めております次期中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）でお示ししていく所存です。

本中期経営計画の着実な策定、推進及び達成は、当社の持続的な企業価値向上に向けた最重要課題であるところ、当社の現取締役のスキルを分析した結果、その着実な策定、推進及び達成のためには金融持株会社として当社グループ設立の原点であり、現在においても圧倒的な収益源でもある「金融部門」と今後の事業拡大分野として位置付けている「コンサル・ライフプランニング部門」を有機的に繋ぐことができる知識及び経験を有する者を追加する必要があるとの結論に至りました。この点、曾我徳將氏は、当社子会社の取締役及び執行役員として、大規模店の支店長を複数店経験しているほか、現在の組織体制において金融ユニット長・地域共創ユニット長に該当する要職や関連会社での代表者を歴任する等、営業推進・戦略、経営戦略の知識及び経験を豊富に有しており、当社取締役会に不足しているスキルを補完し、当社取締役会に新たな視点をもたらすことで、本中期経営計画の策定、推進及び達成を促進することが期待できます。また、曾我徳將氏は事業部門及びコーポレート部門の両面での要職を歴任してきた経緯から、幅広いステークホルダーの視点を踏まえ、当社の持続的な企業価値の向上に向けて現在の取締役にない視点で業務に取り組むことが期待できると考えております。

上記の曾我徳將氏の職歴及び能力に照らし、曾我徳將氏は当社グループの事業に精通して当社のガバナンス体制についても深く理解しており、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な優れた能力と豊富な経験を有しているといえ、当社取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断したため、取締役候補者とした。なお、上述した当社の取締役の専門性や当社における役割に関しましては、別紙のスキルマトリクスにおいてもお示ししております。

- (注) 1. 曾我徳將氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、曾我徳將氏が本臨時株主総会にて取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、取締役が職務執行に関して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。

以上

《スキル・マトリックス》 社内取締役のスキル区分・金融実務経験を有する分野および当社が社外取締役に特に期待する分野

本臨時株主総会における第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合の当社取締役が有するスキル等は、以下のとおりです。

氏名	地位	スキル区分・金融実務（社内取締役）										特に期待する分野（社外取締役）						
		コーポレートガバナンス/サステナビリティ	地方創生	法人営業	リテール営業	市場運用	経営戦略/企画	人事/人材育成	リスク管理	新規事業開発	DX	企業経営/コーポレートガバナンス	サステナビリティ	金融（理論・行政・市場）	企業法務（実務・理論）	マクロ経済	DX	地域経済/行政
むくなし けいすけ 椋梨 敬介	代表取締役社長 グループCEO	○	○	○			○	○		○								
そが なるまさ 曾我 徳将	取締役	○	○	○	○	○	○	○										
ふくだ すずむ 福田 進	取締役 監査等委員 (常勤)								○									
ながさわ ゆみこ 永沢 裕美子	取締役 (社外) (独立役員)												○	○	○			
やながわ のりゆき 柳川 範之	取締役 (社外) (独立役員)												○	○		○	○	
すえまつ みなこ 末松 弥奈子	取締役 (社外) (独立役員)												○	○			○	○
やまもと ゆずる 山本 謙	取締役 (社外) (独立役員) ※指名・報酬委員会委員長												○	○				○
みかみ ともこ 三上 智子	取締役 (社外) (独立役員)												○	○			○	○
つくだ かずお 佃 和夫	取締役 監査等委員 (非常勤) (社外) (独立役員)												○		○	○		
くにまさ みちあき 国政 道明	取締役 監査等委員 (非常勤) (社外) (独立役員)												○			○		

